

津島市ごみ集積場整備費補助金交付の流れ

STEP 1 事前相談

☆普段、町内会で管理しているごみ集積場にごみ集積容器や分別啓発用看板を設置したいとき。

○ ごみ集積容器や分別啓発用看板(1町内で年間2箇所まで補助)

⇒ 所属する町内会の代表者（又は衛生役員）に相談

代表者から清掃事務所へ「ごみ集積場整備事前協議書（様式第1）」の提出（整備後は提出不可）。

※防鳥ネット（1町内で年間2枚まで貸与）は無償で貸与します。申請は、町内会代表者又は衛生役員からお願いします。

STEP 2 市役所内協議（2週間以内）

清掃事務所にて書類確認と現地確認後、審査の結果を申請者（町内会代表者）にご連絡します。

審査の結果が「承認」の場合

⇒補助金交付申請手続きへ

審査の結果が「不承認」の場合

⇒町内会負担での整備をご検討ください。

STEP 3 補助金交付申請

「補助金交付申請書（様式第3）」に下記の書類を添えて、
清掃事務所まで提出してください。

添付書類

- 見積明細書その他の参考資料（カタログ等）
- 整備場所の位置図、配置図
- 収支予算書（補助金を利用する町内会のもの）
- 水路敷使用・水路占用許可申請書、道路使用許可申請書の
写し等（必要がある場合のみ）
- その他市長が必要と認める書類（清掃事務所にご照会くだ
さい。）

STEP 4 市役所内審査（2週間以内）

清掃事務所にて、再度、書類と現地の状況を確認し、要件に
沿った申請である場合に「補助金交付決定通知書（様式第4）」
を申請者（町内会代表者）にお渡しします。

※事業内容（工事期間等）に変更がある場合又は中止する場
合には、清掃事務所に速やかに連絡すること

STEP 5 補助事業の実施と実績報告

交付決定された補助事業（ごみ集積容器や分別啓発看板の整備）を実施し、2ヶ月以内に「補助事業実績報告書（様式第5）」に下記の書類を添え、清掃事務所に提出すること

添付書類

- 領収書の写し及び内訳書
- 完了後の写真（設置状況のわかるもの）
- その他市長が必要と認める書類

STEP 6 額の確定と請求書の提出

「実績報告書」により、実施された補助事業（ごみ集積容器や分別啓発看板の整備）を市役所が確認した後、「額の確定通知書（様式第6）」に「補助金交付請求書（様式第7）」の様式を添え、申請者に送付しますので、申請者におかれましては、「補助金交付請求書」に必要事項を記入し、清掃事務所へ補助金をご請求ください。

※補助金の振込には、適切な請求書が清掃事務所に届いてから1ヶ月程度が必要です。